

令和7年1月15日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長 玉 置 幸 哉



犬山市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和6年8月19日付けで諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申

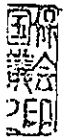
本年度の協議会では、昨年度までの結論である、

- ① 保険税負担の上昇を抑えるため、国民健康保険事業基金で賄えない財源不足分については、期間を限り一般財源から補填する。
- ② 応能応益割合については、概ね1対1の割合を保つ。
- ③ 賦課限度額は、地方税法改正後、ただちに改定する。

の3点を土台としつつ、税率について、改めて議論を重ねてきたが、昨年度の枠組みを堅持しつつ、新たに示された数値を基にした協議結果に基づき、下記の4点を基本として税率等を改定するように答申する。

記

1. 令和7年度の税率改定においては、全体の課税総額を6%引き上げる。
2. 令和6年度から10年度までの5年間に限り、国民健康保険事業基金に加え、市一般財源により不足額を補うことにより、激変緩和施策を実施し、財政運営が安定するところまで段階的に保険税負担を引き上げる。
3. 賦課限度額は、法定限度額とする。税制改正等により法定の賦課限度額が改定された場合についても、速やかに改定する。
4. 応能応益割合については、中間所得者層への負担増を緩和する目的で、概ね「応能：応益＝1：1」とする。



<税率等の改定参考値>

税区分		所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税 (医療)分	改定前	7.25%	29,280円	23,800円	650,000円
	改定後	7.70%	32,760円	23,800円	650,000円
後期高齢者 支援分	改定前	2.95%	11,760円	8,640円	240,000円
	改定後	2.98%	12,900円	8,640円	240,000円
介護納付金 分	改定前	2.47%	11,760円	7,000円	170,000円
	改定後	2.58%	12,900円	7,000円	170,000円

令和7年 1 月15日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長 玉 置 幸 哉



出産育児一時金、葬祭費についての条例記述の改定について（答申）

令和6年11月1日付けで貴職から諮問を受けた出産育児一時金、葬祭費についての条例記述の改定について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

記

国民健康保険制度については、国の制度改定に伴う財政運営の安定化などを目的とした都道府県化が平成30年度から始まり、愛知県では財政運営の根幹である国民健康保険料（税）水準の完全統一をしていくため、「受益の公平性」の観点から出産育児一時金及び葬祭費の給付基準の統一を進めていくことになった。

具体的には、愛知県国保運営方針連携会議において、県内市町村の出産育児一時金及び葬祭費の条例記述の統一を目指すことが検討されることになり、犬山市を含む県内9市町に対して愛知県の給付基準に沿った改定が求められる予定である。

これらの状況を踏まえ、今回の諮問に対して次のとおりに改定することが適当と判断する。

1. 出産育児一時金についての条例記述の改定について

愛知県の給付基準に沿った改定をすることが適当と判断するが、現在、提示されている改定内容や時期について変更がある場合は、改めて当協議会に諮ること。

2. 葬祭費についての条例記述の改定について

愛知県の給付基準に沿った改定をすることが適当と判断するが、現在、提示されている改定内容や時期について変更がある場合は、改めて当協議会に諮ること。

◆令和7年度納付金の県本算定結果

資料2

区分	項目	今回(R7用) 本算定結果	前回 仮算定結果	仮算定との 差	増減比	
医療 給付 費分	①県全体の保険給付費必要額推計（前期高齢者調整後）	253,636,166,523	250,451,194,793	3,184,971,730	1.27%	
	②加算するものの計	1,523,177,996	1,535,064,778	△ 11,886,782	-0.77%	
	③減算するものの計	117,624,436,028	116,475,140,014	1,149,296,014	0.99%	
	④昨年度以前の剰余金 ③再掲	1,867,677,498	0	1,867,677,498	皆増	
	⑤県全体の必要額 ①+②-③	137,534,908,491	135,511,119,557	2,023,788,934	1.49%	
	↓ 被保険者数、所得のシェアによって市の分を算出					
	⑥犬山市の納付金基礎額（医療給付分）	1,147,931,252	1,130,781,361	17,149,891	1.52%	
	⑦審査支払手数料など、県全体で持つ経費の本市分（加算）	44,195,349	44,195,349	0	0.00%	
	⑧国・県からの交付金の本市分（減算）	5,503,485	5,503,485	0	0.00%	
	⑨医療分の納付金額 ⑥+⑦-⑧	1,186,623,116	1,169,473,225	17,149,891	1.47%	
後期 支援 金分	⑩県全体の後期高齢者支援金等	84,244,576,255	83,435,163,245	809,413,010	0.97%	
	⑪県全体の必要額（加減算後）	44,764,648,240	43,571,847,564	1,192,800,676	2.74%	
	↓ 被保険者数、所得のシェアによって市の分を算出					
	⑫犬山市の納付金基礎額（後期高齢者支援分）	386,448,497	376,151,174	10,297,323	2.74%	
⑬後期高齢者支援分の納付金額	386,448,497	376,151,174	10,297,323	2.74%		
介護 納付 金分	⑭県全体の介護納付金	29,579,502,753	31,173,273,646	△ 1,593,770,893	-5.11%	
	⑮県全体の必要額（加減算後）	15,575,929,625	16,475,745,452	△ 899,815,827	-5.46%	
	↓ 被保険者数、所得のシェアによって市の分を算出					
	⑯犬山市の納付金基礎額（介護納付金分）	130,842,609	138,401,339	△ 7,558,730	-5.46%	
⑰介護納付金分の納付金額	130,842,609	138,401,339	△ 7,558,730	-5.46%		
⑱県への納付金 総合計 ⑨+⑬+⑰		1,703,914,222	1,684,025,738	19,888,484	1.18%	
⑲被保険者数（県による推計）		10,558	10,558	0	0.00%	
⑳1人当たり納付金負担額 ⑱÷⑲		161,386	159,502	1,884	1.18%	

◆愛知県の決算剰余金の取り扱いについて

資料3

(1) 決算状況

○令和5年度 愛知県国保特会 決算状況 (単位：100万円)

歳入		歳出	
国保事業費納付金	204,288	保険給付費等交付金	434,981
国庫支出金	149,511	後期高齢者支援金等	88,639
前期高齢者交付金	164,644	介護納付金	31,393
一般会計繰入金	37,649	保健事業費	186
諸収入	10,777	諸支出	5,403
歳入計	566,869	歳出計	560,602
※歳入歳出差引(翌年度繰越額)＝決算剰余金			6,267

(2) 愛知県の繰越金(決算剰余金)の取り扱い

財政安定化基金の中にある「財政調整事業分」に積み立て、必要時に取り崩す。

○概念図

財政安定化基金	財政安定化事業分基金	市町村への給付、貸付に使用
	財政調整事業分基金 ※	決算剰余金の管理に使用

※令和4年度に新設。

○財政調整事業分の基金の状況

5年度決算繰越額	6,300,000,000
うち、4年度決算の最終剰余額	3,600,000,000
うち、5年度決算繰越額	2,700,000,000
国庫負担等への返還金	▲ 1,500,000,000
剰余金合計 (今年度末までに基金に積み立て予定)	4,800,000,000

○県の基金積立ルール

基本的には当市と同様、前年度繰越金のうち、国や社保基金に返還する分を差引き、残額を基金に積み立てる。ただし、令和4年度はコロナ後で給付費が激増していたことから、3年度決算の繰越金を、4年度は給付費の補正財源として使用してしまったため、基金に積み立てられなかった。

(3) 剰余金の活用ルール

- ①納付金の急激な上昇が生じたときには、3年間で活用する。
- ②よって、1年度分は、剰余金の3分の1を原則とする。
- ③当該年度の医療給付の予期せぬ急増があった場合には、その補てんを優先する。

◆仮算定時の後期高齢者支援分と介護納付金分の詳細について

資料 4

○後期高齢者支援金

項目	R7納付金	R6納付金	前年との差	増減率
愛知県全体の必要額（後期高齢者支援金）	83,435,163,245	89,043,518,569	▲ 5,608,355,324	-6.30%
<参考>概算単価	72,909	72,133	776	1.08%
県全体の収納必要額（納付金基礎）	43,571,847,564	46,740,464,244	▲ 3,168,616,680	-6.78%
県内の被保険者数推計	1,171,696	1,230,792	▲ 59,096	-4.80%
当市の被保険者数推計	10,558	11,402	▲ 844	-7.40%
被保険者の割合（人数シェア）	0.00901087	0.00926395	▲ 0.00025308	-2.73%
納付金額	376,151,174	417,017,163	▲ 40,865,989	-9.80%

○介護納付金

項目	R7納付金	R6納付金	前年との差	増減率
愛知県全体の必要額（介護納付金）	31,173,273,646	32,238,078,330	▲ 1,064,804,684	-3.30%
<参考>概算単価	87,995	87,056	939	1.08%
県全体の収納必要額（納付金基礎）	16,475,745,452	16,494,101,215	▲ 18,355,763	-0.11%
県内の被保険者数推計	403,391	415,943	▲ 12,552	-3.02%
当市の被保険者数推計	3,536	3,636	▲ 100	-2.75%
被保険者の割合（人数シェア）	0.00876569	0.00874158	0.00002411	0.28%
納付金額	138,401,339	137,624,368	776,971	0.56%

◆令和 7 年度に向けての税制改正情報

(1) 賦課限度額の改定

基礎課税（医療分）を 65 万円から 1 万円引き上げ、66 万円に
後期高齢者支援分 を 24 万円から 2 万円引き上げ、26 万円に

(2) 軽減判定所得基準額の引き上げ

5 割軽減 29 万 5 千円から 1 万円引き上げ、30 万 5 千円に
2 割軽減 54 万 5 千円から 1 万 5 千円引き上げ、56 万円に

※軽減判定基準所得の計算

$$43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) \\ + (\text{基準額} \times \text{国保加入の世帯人数})$$

(3) いわゆる「103 万円の壁」について

(国税<所得税>について令和 7 年中の所得より実施)

- ① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げる。(48 万円→58 万円)
- ② 給与所得控除について、55 万円の最低保証額を 65 万円に引き上げる。

※地方税については、国保税も含め、1 年遅れの課税となることから、所得税に沿った改正が今後行われるのかは現時点では不明。

ただし、②の給与所得控除については、地方税と共通項目であるので、令和 8 年度の課税から、影響があると考えられる。具体的には給与所得者の所得が現行より 10 万円低くなる。

一方、①については、現在のところ「地方税の基礎控除額を引き上げる」旨の記載はなく、今後、さらなる議論が行われると推察される。この部分については、地方税（住民税や国保税）への影響（減収）が極めて大きいことから、今回の記載が見送られたと考えられる。